

新潟県魚野川流域下水道  
管理・更新一体マネジメント業務委託

実施方針（案）

令和8年5月

新潟県

## 目次

第1 事業内容に関する事項	1
1 事業の名称	1
2 公共施設等の管理者の名称	1
3 事業の目的	1
4 事業方式	1
5 実施方針（案）の位置づけ	1
6 事業の概要	1
(1) 対象処理区	1
(2) 対象施設	1
(3) 対象業務	1
7 事業期間	2
8 魚野川流域関連市町村との連携への対応	2
9 プロフィットシェア	2
10 事業の費用負担	3
11 許認可等の取得に関する事項	3
12 法令等の遵守	3
第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項	4
1 募集及び選定の方法	4
2 募集及び選定スケジュール（予定）	4
3 入札参加者の参加資格要件等	4
(1) 入札参加者の構成要件	4
(2) 共通の参加資格要件	4
(3) 入札企業、構成企業に求められる要件	5
(4) 参加資格審査基準日	5
(5) 参加資格を喪失した場合の取扱い	5
4 審査及び選定手続	6
(1) 評価委員会の設置	6
(2) 入札説明書等の公表	6
(3) 入札説明書等に関する質問の受付及び回答の公表	6
(4) 資格確認申請書の受付	6
(5) 提案内容審査	6
(6) 審査結果の公表	6
(7) 入札の中止	6
(8) 提案書類の取扱い	6
5 落札者選定後の手続	7
(1) 委託契約の締結	7
(2) 事業の開始	7
第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	8

1	リスク分担の基本的な考え方	8
2	要求する性能	8
3	事業の実施状況のモニタリング	8
4	保険	8
第4	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	9
1	対象施設の立地に関する事項	9
2	対象施設の概要	9
第5	委託契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	10
1	疑義が生じた場合の措置	10
2	管轄裁判所の指定	10
第6	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	11
1	事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置	11
2	事業の継続が困難となった場合の措置	11
	(1) 受託者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	11
	(2) 県の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	11
	(3) いずれの責めにも帰さない事由により本事業の継続が困難となった場合	11
第7	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	12
1	法制上及び税制上の措置に関する事項	12
2	財政上及び金融上の支援に関する事項	12
第8	その他事業の実施に関し必要な事項	13
1	実施に関して使用する言語及び通貨	13
2	開示資料の貸与	13
3	実施方針(案)等に関する意見又は質問の受付	13
	(1) 受付期間	13
	(2) 提出方法	13
	(3) 意見書・質問書に対する回答方法	13
	(4) 意見書・質問書に対する回答予定時期	13
4	連絡先及び情報提供	13
	(1) 連絡先	13
	(2) 情報提供	13
別紙1	支払い方法について	14
別紙2	リスク分担表	15
別紙3	モニタリングの基本的な方針	16
1	モニタリングの基本的な方針の位置づけと目的	16
2	モニタリングの概要	16
3	モニタリングを行う体制	16
	(1) 受託者によるモニタリング	16
	(2) 県によるモニタリング	16
4	モニタリング対象業務	16
5	モニタリングの実施方法	16

(1) モニタリングの基本的な考え方.....	16
(2) モニタリングの方法.....	16
6 モニタリングを行う時期.....	17
(1) 定期モニタリングの種類.....	17
(2) 不定期モニタリングの種類.....	18
(3) モニタリング実施予定.....	18
7 要求水準未達の措置.....	18
(1) 要求水準未達の措置.....	18
(2) 是正通告.....	18
(3) 是正計画書の変更.....	18
(4) 対価の支払停止.....	18
(5) 契約解除.....	19
8 モニタリング結果及び要求水準の達成状況の公表.....	19
別紙4 入札説明書参考資料一覧 .....	20
別紙5 事業実施体制（参考） .....	21

## 第1 事業内容に関する事項

### 1 事業の名称

新潟県魚野川流域下水道管理・更新一体マネジメント業務委託

### 2 公共施設等の管理者の名称

新潟県知事 花角 英世

### 3 事業の目的

新潟県魚野川流域下水道管理・更新一体マネジメント業務委託（以下、「本事業」という。）は、新潟県（以下、「県」という。）が所管する魚野川流域下水道施設の維持管理業務及び更新計画案をはじめとした各種計画策定等について、本事業を実施する民間事業者（以下、「受託者」という。）へ包括的に委託するものである。

本事業では、持続可能な流域下水道事業の運営に向け、官民が連携して維持管理と更新の一体的なマネジメントを行うことを目的とする。

### 4 事業方式

本事業の事業方式は、性能発注・長期契約（10年間）による管理・更新一体マネジメント方式（更新支援型）とする。

### 5 実施方針（案）の位置づけ

本実施方針（案）は、県が予定している本事業の入札説明書等に記載を予定している事項のうち、主なものについて現時点の考え方を整理したものである。

### 6 事業の概要

#### （1）対象処理区

本事業の対象処理区は、次の2処理区とする。

ア 魚野川流域下水道 六日町処理区

イ 魚野川流域下水道 堀之内処理区

#### （2）対象施設

本事業の対象施設は以下の浄化センター及びポンプ場並びに流量計（以下、「処理場施設等」という。）とし、詳細は要求水準書（案）に示す。なお、事業期間中に県に移管され、本事業の対象となる施設については、当該施設に係る業務内容及び規模に応じ、委託契約に基づき対価の見直しを行うものとする。

ア 魚野川流域下水道 六日町処理区

##### ① 終末処理場

- ・六日町浄化センター

##### ② 流量計

- ・塩沢流量計

イ 魚野川流域下水道 堀之内処理区

##### ① 終末処理場

- ・堀之内浄化センター

##### ② ポンプ場

- ・竜光ポンプ場
- ・宇賀地ポンプ場
- ・四日町ポンプ場

#### （3）対象業務

本事業の対象業務は、以下に示す統括管理業務、計画策定業務、処理場施設等管理業務、災害事故対応業務とする。対象業務の詳細は、要求水準書（案）のとおりとする。

#### ア 統括管理業務

- ・一元管理業務
- ・各種計画書及び報告書の作成・報告業務
- ・更新計画案作成業務
- ・業務管理、安全管理、危機管理業務

#### イ 計画策定業務

- ・ストックマネジメント計画案策定業務

#### ウ 処理場施設等管理業務

- ・運転操作監視業務
- ・廃棄物運搬処分業務
- ・保守点検整備業務
- ・水質等管理業務
- ・修繕業務
- ・ユーティリティ等調達・管理業務
- ・情報管理業務
- ・住民対応業務
- ・文書管理業務
- ・保安管理業務
- ・環境整備管理業務
- ・見学者、研修等対応業務
- ・広報協力業務
- ・他工事立会業務
- ・その他管理業務

#### エ 災害事故対応業務

- ・災害事故対応業務

### 7 事業期間

事業期間は、令和9年4月1日から令和19年3月31日の10年間とし、委託契約書、要求水準書、受託者の提案書類等に従い業務を実施する。

契約締結日から令和9年3月31日までの期間は事業準備期間（移行期間）とし、受託者は県又は県が指定する者から引継ぎを受け、各業務の習熟を図るものとする。

なお、当該業務の引継ぎに係る各自の費用については各々が負担するものとする。

### 8 魚野川流域関連市町村との連携への対応

受託者は、本事業の事業期間中に、魚野川流域関連市町村である南魚沼市及び魚沼市、又はそのいずれかが、本事業への参画を希望した場合には、誠意をもって連携に向けた協議に応じることとする。

六日町浄化センター内に設置されている南魚沼市所管のし尿等受入施設は、本事業の対象外とする。なお、当該施設の管理業務や連携について、県の求めがあった場合、南魚沼市との協議に応じることとする。

### 9 プロフィットシェア

本事業は、事業開始後もライフサイクルコスト縮減の提案促進を図るため、プロフィットシェアの仕組みを導入する。

委託契約書、要求水準書、受託者の提案書類等に定める業務の水準（以下、「要求水準」という。）を低下させることなく、契約後に新たな提案により委託費用を縮減した場合、費用縮減分をシェアする。

なお、詳細については、公告時に示す委託契約書等に規定する。

## 1 0 事業の費用負担

本事業に係る費用については、県が対価として受託者に支払うものとする。なお、詳細は「別紙1 支払い方法について」に示す。

## 1 1 許認可等の取得に関する事項

本事業実施に関する許認可等の申請・届出は県が行うが、受託者は必要に応じ書類等の作成について県に協力すること。また、受託者が自ら行うべき申請・届出については、県は必要に応じ受託者を支援する。

## 1 2 法令等の遵守

受託者は、本事業の実施に当たって、下水道法（昭和33年法律第79号）、その他の関係する法令、条例、規則、基準等を遵守しなければならない。

なお、詳細については、要求水準書（案）のとおりとする。

## 第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

### 1 募集及び選定の方法

本事業を実施する民間事業者の募集及び選定は、受託者に効果的・効率的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めため、民間事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価することが必要であることから、一般競争入札（総合評価落札方式）（以下、「本入札」という。）により行う。

なお、本事業は WTO 政府調達協定の対象となり、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年 政令第372号)」、「県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年 規則第87号)」が適用される。

### 2 募集及び選定スケジュール（予定）

民間事業者の募集及び選定は、次のスケジュールにより行う予定である。

日程	内容
令和8年5月	実施方針（案）、要求水準書（案）の公表
令和8年5月～6月	実施方針（案）等に関する質問の受付・回答
令和8年7月	入札公告(入札説明書等の公表)
令和8年7月～8月	入札説明書等に関する質問の受付・回答、現地見学会の実施
令和8年8月～12月	資格確認申請書の受付～落札者の選定
令和8年12月～令和9年1月	委託契約の締結
令和9年1月～3月	引継ぎ
令和9年4月	本事業開始

### 3 入札参加者の参加資格要件等

#### (1) 入札参加者の構成要件

ア 入札参加者の形態は、単独企業（以下「入札企業」という。）又は複数の企業により構成されるグループ（以下「入札グループ」という。）とする。

イ 入札グループの場合、入札グループを構成する企業（以下「構成企業」という。）の中から、当該グループを代表する企業（以下「代表企業」という。）1者を定めることとする。

ウ 入札グループの場合、構成企業は共同企業体を結成して本事業を受託するものとする。

エ 入札グループの場合、本事業の入札に係る手続のすべてを代表企業が行うものとし、代表企業以外の構成企業が、代表企業に代わり手続を行うことはできない。

オ 構成企業数の上限は任意とするが、本事業の実施に関して各々の構成企業が適切な役割を担う必要がある。本事業に係る参加資格確認のための申請書類（以下「資格確認申請書」という。）の提出時において構成企業名及び各々が携わる業務について要求水準書（案）第1章 事業概要 1.5 対象業務に示す業務ごとに明らかにするものとする。

カ 資格確認申請書の提出後、構成企業の変更及び追加は原則として認めない。ただし、県がやむを得ない事情があると認めた場合に限り、これを認める。

キ 資格確認申請書の提出後、資格確認申請書に記載した入札企業又は構成企業は、同時に他の入札企業又は構成企業となることはできない。

#### (2) 共通の参加資格要件

入札企業（入札グループの場合はすべての構成企業）は、アからサまでの全ての要件を満たさなければならない。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限に該当しない者であること。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立がない者であること。

ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立がない者

- であること。
- エ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立がなされていない者であること。
- オ 会社法（平成 18 年法律第 66 号）に基づく会社の特別清算の申し立てがなされていない者であること。
- カ 経営状況が健全であること。なお、ここでいう経営状況が健全であることとは、手形交換所における取引停止処分を受けていない者、主要な取引先から取引停止を受けていない者、及び経営状態が著しく不健全でない者をいう。
- キ 法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- ク 新潟県の指名停止措置を受けていない者であること。
- ケ 新潟県暴力団排除条例（平成 23 年 3 月 29 日新潟県条例第 23 号）第 6 条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- コ 県が本事業について、アドバイザー業務を委託している以下の者並びに同社の子会社等もしくは親会社等である者（会社法第 2 条に定める子会社等及び親会社等をいう。以下同じ。）でないこと。
- ・ EY ストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社
  - ・ 弁護士法人関西法律特許事務所
- サ 「第 2 4（1）評価委員会の設置」にて規定する、新潟県魚野川流域下水道管理・更新一体マネジメント業務委託に係る評価委員会（仮）の委員が所属する企業、その子会社等もしくは親会社等でないこと。

### （3）入札企業、構成企業に求められる要件

入札企業又は入札グループは、資格確認申請書の提出日までに以下に示す要件を満たさなければならない。なお、入札グループは各々の要件を構成企業のいずれか 1 者が満たしていればよい。

また、その他業務履行上必要とする法令等、制度等で定めた資格、許可条件を、入札企業又は入札グループとして満たすことができ、かつ、それらを満たす従事者を業務実施場所に配置し専任することとする。

#### ① 処理場施設等管理業務に関する要件

処理場施設等管理業務を担当する入札企業（入札グループの場合は構成企業の内 1 者）は、以下に示す要件を満たさなければならない。

- a 下水道事業における終末処理場（標準活性汚泥法、晴天日最大処理能力 15,000 m<sup>3</sup>/日以上）の運転管理業務について、平成 28 年度以降、累積で 3 年以上履行した実績を有する者であること。
- b 国土交通省に備える下水道処理施設維持管理業者登録に登録されている者であること。

#### ② 計画策定業務に関する要件

具体的な参加資格要件は求めないが、要求水準書及び選定基準として必要な基準について定めることを予定している。

### （4）参加資格審査基準日

入札企業又は入札グループは、上記第 2 3（1）から第 2 3（3）に示す参加資格要件を満たすことを証明するため、参加資格の審査を受けなければならない。参加資格の審査基準日は、資格確認申請書の提出日とする。

### （5）参加資格を喪失した場合の取扱い

入札企業又は代表企業が、本事業の契約締結日までの間に参加資格を欠くに至った場合、当該入札企業及び入札グループは失格とする。

#### 4 審査及び選定手続

##### (1) 評価委員会の設置

透明性及び公平性を確保することを目的として設置された新潟県魚野川流域下水道管理・更新一体マネジメント業務委託に係る評価委員会(仮)(以下「委員会」という。)において提案内容を審査し、審査の結果を県に報告する。県は、応札額と審査結果を総合的に評価し落札者を決定する。

##### (2) 入札説明書等の公表

県は、本事業に係る入札説明書等を県の公式ウェブサイトにおいて公表する。

##### (3) 入札説明書等に関する質問の受付及び回答の公表

###### ア 質問の受付

県は、入札説明書等に記載の内容についての質問を受け付ける。

###### イ 回答の公表

県は、受け付けた質問に対する回答を、県の公式ウェブサイトにおいて公表する。

##### (4) 資格確認申請書の受付

本入札に参加を希望する者は、資格確認申請書を提出し参加資格の審査を受けること。なお、当該申請受付期限までに資格確認申請書を提出しない者並びに参加資格がないとされた者は、本入札に参加することはできない。

##### (5) 提案内容審査

参加資格があるとされた者(以下「入札参加者」という。)は、提案書類記載要領<sup>1</sup>に記載する方法に従い作成した提案書類を提出する。提案書類の作成及び提出等に係る費用は、全て入札参加者の負担とする。

提案内容に係る審査に当たっては、落札者選定基準に基づく書類審査に加え、ヒアリングを行う機会を設けることを予定している。

県は、委員会の審査及び評価を踏まえ、落札者を選定する。

なお、具体的な落札者選定基準は、入札説明書等公表時に示す。

##### (6) 審査結果の公表

県は、審査の結果及び評価の内容について、落札者の選定後速やかに県の公式ウェブサイトにおいて公表する。

##### (7) 入札の中止

入札における一連の手続において、入札参加者がいない、又はいずれの入札参加者も効率的かつ効果的であると合理的に認められない等の理由により、県が本事業を実施することが適当でないと判断した場合は、落札者を選定せず、入札を中止することがある。

この場合、県はその旨を県の公式ウェブサイトにおいて公表する。

##### (8) 提案書類の取扱い

###### ア 著作権

提案書類の著作権は入札参加者に帰属する。ただし、本事業に関する落札者選定結果の公表及びその他、県が必要と認めるときには、県は提案書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

なお、委託契約に至らなかった入札参加者の提案については、落札者選定結果の公表以外には使用しない。また、提出を受けた書類は返却しない。

###### イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等

<sup>1</sup> 提案書類記載要領については、入札説明書等公表時に示す。

を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負う。

## 5 落札者選定後の手続

### (1) 委託契約の締結

県と落札者は、委託契約書の内容に従い、速やかに契約を締結する。

### (2) 事業の開始

受託者は、委託契約書に定める事業開始日に本事業を開始する。

### 第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

#### 1 リスク分担の基本的な考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」に示された「想定されるリスクをできる限り明確化した上で、リスクを最も良く管理することができる者が当該リスクを分担する」との考え方に基づき、事業に係る総リスクを低減し、より質の高いサービスの提供を目指そうとするものである。

予想される主たるリスク及び県と受託者の責任分担は、原則として別紙2 リスク分担表によるものとする。なお、詳細については、入札説明書等の公表時に示す。

#### 2 要求する性能

本事業において実施する業務に要求する性能等については、要求水準書に示す。受託者は、入札説明書等及び提案内容に基づく諸条件を踏まえて施設の機能が十分発揮できるような事業を実施することとする。

#### 3 事業の実施状況のモニタリング

受託者が委託契約等に定められた業務を適正かつ確実に履行し、要求水準を達成しているか否かを確認するために、受託者によるセルフモニタリングに加え、県によるモニタリング（県が指定した者が行うモニタリングを含む）を行う予定である。

なお、詳細は別紙3 モニタリングの基本的な方針に示す。

#### 4 保険

受託者は、本事業期間中、本事業の実施に必要な保険に加入しなければならない。なお、県が承諾したときは、受託者が保険加入に代替する措置を取ることを認める。

## 第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

### 1 対象施設の立地に関する事項

対象施設の所在地を図表 1 に示す。処理区面積は令和 7 年 3 月 31 日時点の供用開始区域の面積である。

図表 1 対象施設の所在地

流域名／区域名	終末処理施設名称	汚水処理人口	処理区面積	所在地
魚野川流域下水道 六日町処理区	六日町浄化センター	36,613 人	2,058 ha	新潟県南魚沼市五日町 1967 番地 5
魚野川流域下水道 堀之内処理区	堀之内浄化センター	24,492 人	1,144 ha	新潟県魚沼市新道島 364 番地

(令和 7 年 3 月 31 日現在)

### 2 対象施設の概要

対象施設の概要を図表 2 に示す。現有処理能力は令和 7 年 3 月 31 日時点の能力である。  
なお、対象施設の詳細は、要求水準書（案）のとおりとする。

図表 2 下水道事業に係る対象施設の概要

処理区名	処理施設		
	施設名称	処理方式	現有処理能力 (ポンプ場：処理能力)
六日町処理区	六日町 浄化センター	水処理：標準活性汚泥法 汚泥処理：濃縮→消化→脱水	15,360 m <sup>3</sup> /日
	塩沢流量計	-	-
堀之内処理区	堀之内 浄化センター	水処理：標準活性汚泥法 汚泥処理：濃縮→消化→脱水	13,370 m <sup>3</sup> /日
	竜光ポンプ場	-	32 m <sup>3</sup> /分
	宇賀地ポンプ場 (中継ポンプ場)	-	8.4 m <sup>3</sup> /分
	四日町ポンプ場 (中継ポンプ場)	-	21.2 m <sup>3</sup> /分

(令和 7 年 3 月 31 日現在)

## 第5 委託契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

### 1 疑義が生じた場合の措置

委託契約の解釈について疑義が生じた場合には、県と受託者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、委託契約書に定める具体的な措置に従うものとする。

### 2 管轄裁判所の指定

委託契約に関連して発生したすべての紛争については、新潟地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

## 第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

### 1 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、委託契約に定める事由ごとに、県又は受託者の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じるものとする。

### 2 事業の継続が困難となった場合の措置

受託者に委託契約に定める一定の事由が生じたときは、県は、当該事由に応じ、催告をして、又は催告を経ることなく、委託契約を解除することができる。なお、詳細については、入札説明書等の公表時に示す。

#### (1) 受託者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

ア 受託者の提供するサービスが要求水準を達成していないことが判明した場合、その他委託契約で定める受託者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合は、県は受託者に対して是正勧告を行い、一定期間内に是正計画の提出及び実施を求めることができるものとする。また、是正計画に基づく業務の是正等の結果、正当な理由なく業務の是正がなされず、要求水準達成の見込みがないと県が判断した場合は、県は委託契約を解除することができるものとする。

イ 受託者に委託契約において定められた事項について重大な違反があった場合、受託者の財務状況が著しく悪化した場合等、その結果により委託契約に基づく本事業の継続的履行が困難と認められる場合は、県は委託契約を解除することができるものとする。

ウ 上記ア及びイの規定により県が委託契約を解除した場合は、委託契約に定めるところに従い、県は受託者に対して、違約金及び損害賠償の請求等を行うことができるものとする。

#### (2) 県の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

ア 県の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により本事業の継続が困難となった場合は、受託者は委託契約を解除できるものとする。

イ 上記アの規定により受託者が委託契約を解除した場合は、委託契約に定めるところに従い、受託者は県に対して、損害賠償の請求等を行うことができるものとする。

#### (3) いずれの責めにも帰さない事由により本事業の継続が困難となった場合

ア 不可抗力その他県又は受託者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により本事業の継続が困難となった場合は、県と受託者は、事業継続の可否について協議を行うものとする。

イ 一定の期間内に上記アの協議が整わないときは、県又は受託者は、事前に書面により相手方に通知することにより、委託契約を解除することができるものとする。

ウ 上記イの規定により県又は受託者が委託契約を解除した場合の措置は、委託契約に定めるところに従うものとする。

## 第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

### 1 法制上及び税制上の措置に関する事項

受託者が本事業を実施するにあたり、法令の改正等により、法制上及び税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによることとする。

### 2 財政上及び金融上の支援に関する事項

受託者が本事業を実施するにあたり、国からの財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、県はこれらの支援を受託者が受けることができるように努める。

## 第8 その他事業の実施に関し必要な事項

### 1 実施に関して使用する言語及び通貨

本事業の実施に関して使用する言語は日本語、通貨は円とする。

### 2 開示資料の貸与

県は、公告実施後に別紙4 入札説明書参考資料一覧に示す開示資料を貸与する。具体的な手続きについては、入札説明書等の公表時に示す。

### 3 実施方針（案）等に関する意見又は質問の受付

#### (1) 受付期間

令和8年5月8日（金）から令和8年6月4日（木）午後5時まで

#### (2) 提出方法

実施方針（案）及び要求水準書（案）に関して意見又は質問がある場合には、内容を簡潔に整理した上で、「実施方針（案）等に関する意見書・質問書」に記入の上、「第8 4（1）連絡先」まで電子メールにて提出すること。使用するソフトは「Microsoft Excel」とし、ファイル名は提出者名とすること。

なお、質問又は意見を公表された場合に提出者自身の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害する恐れがある内容が含まれる場合は、その旨を明らかにすること。

また、電子メールの提出件名は「新潟県魚野川流域下水道管理・更新一体マネジメント業務委託 意見書・質問書□□」（□□は提出者名）とすることとし、提出者の所属企業名、所在地、担当者名、電話番号及びE-Mailアドレスを記載すること。なお、提出者は、電子メール発信後、「第8 4（1）連絡先」まで電話により受信確認を行うこと。

#### (3) 意見書・質問書に対する回答方法

県は、提出者が提出時に明らかにした提出者自身の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害する恐れがあるものを除き、意見及び質問のうち、県が必要と判断したもの及びその回答を、県の公式ウェブサイトにおいて公表する。

なお、公平を期すために、提出者への直接回答は行わない。

#### (4) 意見書・質問書に対する回答予定時期

令和8年6月下旬

### 4 連絡先及び情報提供

#### (1) 連絡先

新潟県土木部都市局下水道課流域下水道班  
住 所：〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4番地1  
TEL : 025-280-5436 FAX : 025-280-5268  
E-Mail : [ngt160020@pref.niigata.lg.jp](mailto:ngt160020@pref.niigata.lg.jp)  
(※開庁時間 8:30~17:15 (土日祝日を除く))

#### (2) 情報提供

本事業に関する情報提供は、以下の公式ウェブサイトを通じて適宜行う。

県の公式ウェブサイト (<https://www.pref.niigata.lg.jp/>)

## 別紙1 支払い方法について

- ・ 本事業の支払い通貨は円で行うものとする。
- ・ 本事業では、物価変動に応じてスライド条項を定めるものとする。
- ・ 流入水量に応じて変動する経費については、対象となる経費（電力費、薬品費、廃棄物運搬処分費等）を定め、流入水量に基づき支払うものとする。
- ・ 電力については、消化ガス発電を主に用いるものとする。ただし、設備の不具合や点検等で長期に利用出来ない場合、また電力費に対する国の補助等も想定されることから、前提条件や電力費の単価等に変更があったときはその内容に応じて電力費の変更について県と協議し決定するものとする。
- ・ 事業期間中に増設や変更等により本事業の対象となる施設については、当該施設に係る業務内容及び規模に応じ、委託契約に基づき対価の見直しを行うものとする。
- ・ 支払い時期については、原則月額払いとする。
- ・ ただし、60万円以上の修繕費や災害事故対応に係る経費等については、県の検査後に支払うものとする。

## 別紙2 リスク分担表

### 別表1 リスク分担表

リスクの種類	リスクの内容	県	受託者	
共通	契約締結リスク	県の責により契約を結べない、又は契約手続に時間を要する場合	○	
		受託者の責により契約を結べない、又は契約手続に時間を要する場合		○
		本委託契約に関する議決が得られない場合	○	
	法令等の変更リスク	本事業に直接関係する法令等の変更	○	
		上記以外の法令等の変更		○
	税制変更リスク	法人税などの民間事業者の利益に関する税の新設・変更		○
		消費税の変更	○	
	第三者賠償リスク	受託者の行う業務に起因する事故、受託者の業務の不備に起因する事故などにより第三者に与えた損害		○
		上記以外のもの	○	
	許認可リスク	県が取得すべき許認可の遅延に関するもの	○	
		受託者が取得すべき許認可の遅延に関するもの		○
	住民対応リスク	本委託業務を行政サービスとして実施することに関する住民反対運動、要望などへの対応	○	
		受託者の業務実施に伴い生じる住民反対運動、要望などへの対応		○
	環境保全リスク	受託者が行う業務に起因する環境問題（周辺水域の悪化、騒音、振動、異臭等）		○
		上記以外のもの	○	
	物価変動リスク	業務区分別に設定を予定	—	—
	不可抗力によるリスク	暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的若しくは人為的な事象（ただし、要求水準書に基準が規定されているときは、当該基準を超えるものに限る。）のうち、通常の見込み可能な範囲外のもの又は回避不能のものであって、県と受託者のいずれの責めに帰すことができないものによる委託業務の変更・中止・延期	○	
	県の債務不履行によるリスク	県の指示、議会の不承認によるもの	○	
		県による債務不履行によるもの	○	
	受託者の債務不履行によるリスク	受託者の事業の中断・放棄等によるもの		○
受託者のサービス水準の低下及び要求水準等の未達等によるもの			○	
業務条件変更リスク	県の提示条件、指示及び判断の不備・変更による業務条件変更	○		
	上記以外の事由によるもの		○	
技術革新によるリスク	専ら受託者の業務遂行上で、新しい技術の採用によって追加費用が発生する場合		○	
維持管理	水質変動リスク	要求水準書に示す想定を逸脱する水準の流入水質となった場合の維持管理費の増大	○	
		要求水準書に示す範囲内の流入水質である場合の維持管理費の増大		○
	水量変動リスク	要求水準書に示す想定を逸脱する水準の流入水量となった場合の維持管理費の増大	○	
		受託者の責により当初予定の維持管理費用や修繕費用がオーバーする場合		○
維持管理・修繕費用増大リスク	県の要因による仕様変更等で、当初予定の維持管理費用や修繕費用がオーバーする場合	○		
	受託者の責により下水道施設やその他施設を破損させた場合		○	
事故リスク	上記以外の事由によるもの	○		
点検・調査・計画	点検・調査リスク	県が実施した点検・調査に不備があった場合	○	
		受託者が実施した点検・調査に不備があった場合		○
	計画リスク	受託者が作成したストックマネジメント計画案等に不備があった場合		○
	上記以外の事由によるもの	○		

## 別紙3 モニタリングの基本的な方針

### 1 モニタリングの基本的な方針の位置づけと目的

モニタリングの基本的な方針（以下「本方針」という。）は、受託者が、本事業の委託契約書等に定める業務を適正に履行されていることを確認するため県が行うモニタリング及び受託者が行うセルフモニタリングについて、その内容を示すものである。

### 2 モニタリングの概要

本事業におけるモニタリングとは、事業期間にわたり、受託者が提供するサービス水準が要求水準を満たしているか、契約の履行が適切に実施されているか等を県が監視する行為である。

県は、受託者の実施する業務内容をモニタリングすることにより、必要に応じて業務の是正や執行体制の見直しを求めることができるものとする。

### 3 モニタリングを行う体制

本事業におけるモニタリングの体制は、以下のとおりとする。

#### （1）受託者によるモニタリング

受託者は、本事業の履行状況が要求水準を満たしているかについて、セルフモニタリングを行う。

#### （2）県によるモニタリング

県は、本方針に基づき書面もしくは会議体の方法により、本事業の履行状況が要求水準を達成しているかの確認を、受託者のセルフモニタリングの結果を踏まえながら実施する。なお、県が必要と判断した場合は、現地の確認を行う場合がある。

また、県がモニタリング業務を部分的に委託する場合には、県とともにモニタリング業務の受託事業者への資料提供等を行う。

### 4 モニタリング対象業務

本事業におけるモニタリング対象業務は、「第1 6（3）対象業務」に定められた業務を対象とする。

### 5 モニタリングの実施方法

#### （1）モニタリングの基本的な考え方

モニタリングについては、「処理場等包括的民間委託の履行監視・評価に関するガイドライン（平成30年12月）」（公益社団法人 日本下水道協会）を参考に実施するものとする。

#### （2）モニタリングの方法

モニタリングの方法は、書類による確認、会議体による確認、現地における確認を基本とする。

##### ア 書類による確認

県は、受託者が作成し実施した各業務のセルフモニタリング結果を踏まえ、別表3の書類を用いてモニタリングを実施する。

別表 2 モニタリングに必要な書類

書類名	内容確認時期	記載事項
事業実施計画書	履行開始時	要求水準書(案)第2章 一般事項 2.2 提出書類のとおり
年間業務計画書	当該年度の開始 14 日前	同上
月間業務報告書	月次報告会	要求水準書(案)別紙2 事業実施中の提出書類のとおり
年間業務報告書	年次報告会	同上
事故報告書	随時	日時、対応者、事故の状況、(設備の故障等を伴う場合)対象設備等の情報
ストックマネジメント計画案策定業務に係る業務完了時の提出書類	業務終了時	要求水準書(案)第3章 業務要求水準 3.3.1 スtockマネジメント計画案策定業務のとおり
その他、県が必要とする書類	随時	県の指示による

イ 会議体による確認

県及び受託者は、下表に示す会議体を設置する。県は、これらの会議体の開催を通じて、業務の進捗状況及び要求水準の達成状況並びに課題及びその是正状況等を確認し、対応方針について受託者と協議を行う。

別表 3 会議体の設置

会議体名	議題
月次報告会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前月業務報告</li> <li>・ 業務進捗状況</li> <li>・ その他</li> </ul>
年次報告会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各種業務報告</li> <li>・ 業務進捗状況、要求水準の達成状況</li> <li>・ 年間業務計画の確認</li> <li>・ その他</li> </ul>

ウ 現地による確認

書類及び会議体における確認の結果、県が必要と判断した場合、又は受託者が現地確認を要請した場合、県は現地における確認を行うものとし、受託者は県の現地における確認に協力しなければならない。

県が現地における確認を行う場合には、受託者は立ち会わなければならない。その際、県は、必要に応じて品質及び性能の確認を行い、その確認及び復旧に要する費用は、受託者の負担とする。

6 モニタリングを行う時期

(1) 定期モニタリングの種類

本事業における定期モニタリングの種類は、以下のとおりとする。県は必要に応じて実施頻度や時期を変更することができる。

ア 月次報告会

月次報告会は、月 1 回実施する。

イ 年次報告会

年次報告会は、原則、翌年度 4 月に実施する。最終年度については 3 月に実施する。

(2) 不定期モニタリングの種類

本事業における不定期モニタリングの種類は、以下のとおりとする。

ア 現地確認を伴うモニタリング

現地確認を伴うモニタリングは、県と受託者が協議の上、開催日を決定するものとする。このモニタリングは、定期モニタリングと合わせて実施することもできる。

イ 緊急モニタリング

緊急モニタリングは、県が緊急的にモニタリングの開催を必要と判断した場合に行うものとする。モニタリングを実施する際は、県から受託者へ実施日を遅滞なく連絡し、受託者はモニタリングに要する書類等を速やかに整理するものとする。

(3) モニタリング実施予定

各年度のモニタリングの実施予定は、下表のとおりとする。

別表 4 モニタリング実施予定

モニタリング	モニタリング方法	実施予定	備考
月次報告会	原則会議体	月1回	
年次報告会	会議体	翌年度4月	最終年度 3月実施
現地モニタリング	現地	不定期	県からの 要請等で 実施
緊急モニタリング	書類	不定期	県からの 要請等で 実施

7 要求水準未達の措置

(1) 要求水準未達の措置

受託者は県によるモニタリングや受託者によるセルフモニタリングにより、モニタリング対象業務が要求水準を満たしていないと判断される事象が生じた場合の措置は、以下のとおりとする。

(2) 是正通告

受託者が履行する業務について、県によるモニタリングや受託者によるセルフモニタリングにより、要求水準の未達が判明した場合には、県は受託者に対して、その是正のため、是正措置をとることを通告する。受託者は、定められた期間内に、是正方法及び期日等の是正計画を定めた是正計画書を県に提出しなければならない。

なお、県は受託者が提出した是正計画書の内容が不十分であると認められる場合は、是正計画書の変更、再提出を求めることができるものとする。

(3) 是正計画書の変更

是正計画の実施状況を確認した結果、期日までに当該要求水準の未達が是正されなかったときは、県は受託者に対して、再度是正計画書の変更、再提出を求めることができるものとする。

(4) 対価の支払停止

再提出した是正計画書に定める期日までに当該要求水準の未達が是正されないときは、県は受託者に対して、事前に書面により通知した上で、その是正が完了するまでの間、対価の支払いを停止することができるものとする。

(5) 契約解除

対価の支払い停止措置を講じた後、定められた期間を経過しても当該支払停止の理由となった要求水準の未達が是正されないときは、県は受託者に対して、事前に書面により通知した上で、契約を解除することができるものとする。

8 モニタリング結果及び要求水準の達成状況の公表

県は、モニタリング結果及び要求水準の達成状況を県の公式ウェブサイト等で公表することができる。

## 別紙4 入札説明書参考資料一覧

別表5 入札説明書参考資料一覧

資料No.	資料名	期間
1	運転管理マニュアル（六日町浄化センター、堀之内浄化センター）	最新
2	新潟県流域下水道施設運転管理業務 業務継続計画（BCP 地震・津波）〈処理場・ポンプ場編〉	最新
3	地震対策マニュアル（六日町浄化センター、堀之内浄化センター）	最新
4	執行収支状況表（消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕費、医薬材料費、役務費、委託料他）	R3-R7
5	運転監視情報処理装置設備保守点検仕様書（堀之内処理区）	最新
6	高圧受変電設備保守点検仕様書（六日町処理区、堀之内処理区）	最新
7	運転監視情報処理装置設備保守点検仕様書（六日町処理区、堀之内処理区）	最新
8	負担金算定用流量計測装置保守点検仕様書（六日町処理区、堀之内処理区）	最新
9	直流電源装置保守点検仕様書（六日町処理区、堀之内処理区）	最新
10	堀之内処理区高圧遮断器設備保守点検仕様書（六日町処理区、堀之内処理区）	最新
11	無停電電源装置設備保守点検仕様書（六日町処理区、堀之内処理区）	最新
12	非常用自家発電設備保守点検仕様書（六日町処理区、堀之内処理区）	最新
13	危険物貯蔵施設保守点検仕様書（六日町処理区、堀之内処理区）	最新
14	活性炭交換業務委託仕様書（六日町処理区、堀之内処理区）	最新
15	環境調査水質・底質試料測定業務委託仕様書（六日町処理区、堀之内処理区共通）	最新
16	作業環境測定業務仕様書（六日町処理区、堀之内処理区共通）	最新
17	汚泥溶出・含有試験業務委託仕様書（六日町処理区、堀之内処理区共通）	最新
18	消化ガス発電設備保守点検業務仕様書（六日町処理区、堀之内処理区共通）	最新
19	新潟県下水道公社 年報	R2-R6
20	新潟県流域下水道 ストックマネジメント実施方針	最新
21	新潟県流域下水道 ストックマネジメント計画	最新
22	魚野川流域下水道（六日町処理区）六日町処理場ストックマネジメント実施方針策定業務委託 特記仕様書	最新
23	魚野川流域下水道（堀之内処理区）堀之内処理場ストックマネジメント実施方針策定業務委託 特記仕様書	最新
24	修繕実績一覧（六日町浄化センター、堀之内浄化センター）	R3-R7
25	見学者数の実績	R3-R7
26	参考 維持管理事故（水質事故等）報告書	最新
27	参考 維持管理事故（人身事故等）報告書	最新

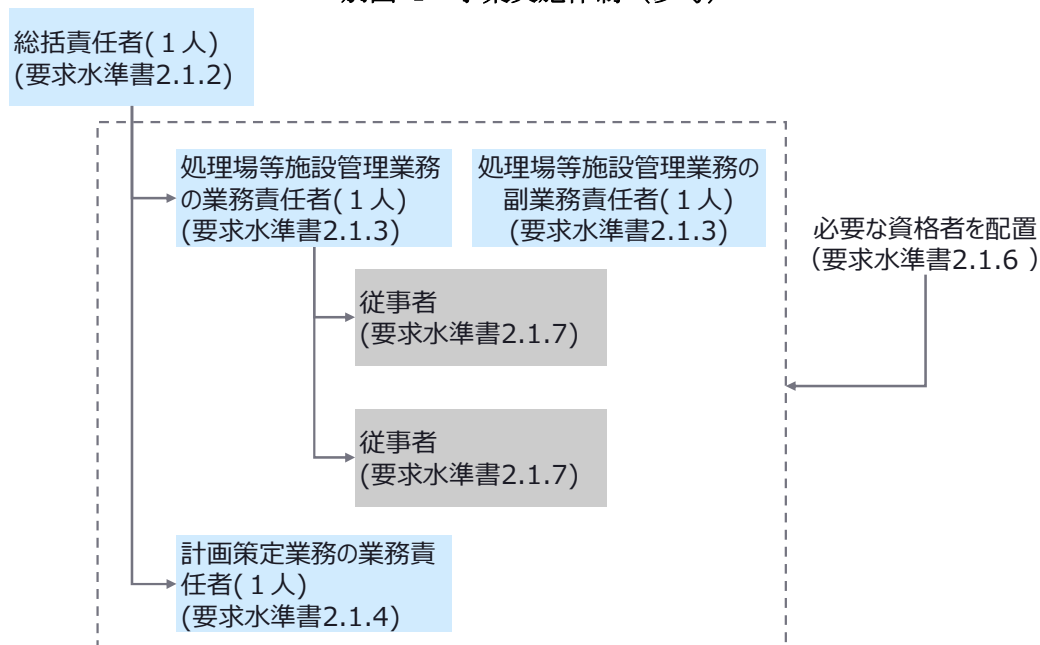
## 別紙5 事業実施体制（参考）

本事業の実施体制としては以下のような体制を想定している。

総括責任者は事業全体、業務責任者は個別業務の責任を負う者として設定し、有資格者は具体的な業務を実施するうえで必要な資格を持つ者を受託者の責任により配置するものとする。

なお、計画策定業務の業務責任者については、業務実施時までには配置することとするなど、具体的な配置基準等については要求水準書を参照の上、提案により決定するものとする。

別図1 事業実施体制（参考）



※総括責任者と処理場等施設管理業務の業務責任者は兼務可とする。

※計画策定業務の業務責任者については、再委託先において、要求水準書に記載の要件を満たす者を配置させることも可とする。